

制 定 者	総長
所管責任者	学生部長
規程等種別	基準
決 議 日	2018年10月25 日部長会決定
改正施行日	2019年4月1 日

## 16 立教大学体育会活動奨励金支給基準

施行	2007年10月1日
改正	2009年10月29日 2016年4月1日 2019年4月1日

(目的)

第 1 条 この基準は、立教大学体育会活動奨励金規程第 10 条第 2 項に基づき、奨励金に採択された団体への各費目の支給基準、支出対象等について定める。

(定義)

第 2 条 この基準に用いる用語の定義は、立教大学体育会活動奨励金規程の例による。

(指導者招聘)

第 3 条 活動奨励団体が指導者を招聘する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指導者を招聘する場合は、原則として委嘱契約書を交わし、報酬手数料により支給する。ただし、週当たりの契約時間数の上限を20時間とする。
- (2) 報酬は、1時間当たり3,000円とする。ただし、著名又は際立った実績のある指導者については、選考委員会が協議の上、特別加算を認める場合がある。
- 2 委嘱契約の契約期間(年度単位)は1年以内とし、更新回数の限度を2回までとする。
- 3 活動奨励団体が指導者を招聘する場合は、候補者の「履歴書(経歴書を含む。)」を学生部学生課(以下「学生課」という。)に提出する。

(旅費交通費)

第 4 条 旅費交通費の支出対象は、次のとおりとする。

- (1) 学生及び指導者の合宿費用(宿泊費、交通費等)
- (2) 大会視察のための学生及び指導者(監督・コーチ)の宿泊費及び交通費
- 2 前項において、指導者は原則として大学から委嘱されている指導者に限る。
- 3 旅費交通費を支出する場合、学校法人立教学院本部及び立教大学専任勤務員の出張及び旅費の支給に関する規程に準じて算出し、次の表の金額を上限とする。なお、団体バスを利用した場合、1人当たりの料金を算出する。

交通費上限	鉄道	運賃
-------	----	----

	及び指定席特急券
航空機	普通運賃
船舶	2等の2つ上の等級
現地での交通費	申請により実費
宿泊費上限／日	12,000円

4 目的地との往復及び出張目的地での交通手段は、公共交通機関（鉄道、航空機、船舶、路線バス等）の利用を原則とし、タクシー、レンタカー及び私用車の利用は認めない。ただし、タクシー及びレンタカーについては、状況によりその利用を認めることがある。

5 北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、四国、九州及び沖縄県へ行く場合は、航空機を利用することができる。

6 前項に掲げる地域以外へ、任意で航空機を利用した場合には、対応する鉄道の交通費を限度とし、いずれか安価な交通費を支給する。

7 出張目的地での交通費は、申請により実費を支給する。

8 旅費交通費の支給に当たり、第1項第1号については当該合宿期間を上限とし、同第2号については1度につき4泊5日を上限とする。

9 第1項第2号の旅費交通費の支出に当たっては、報告資料として当該大会のパンフレット等を添付することとする。

10 第1項の旅費交通費の支出は、各団体からの「旅費支出依頼書」に基づき、学生課が人事部人事課に支出依頼書を提出する。

第5条 前条第1項に定める旅費交通費の対象となる活動が海外で行われる場合は、前条第3項に関わらず、次のとおり支給する。

(1) 宿泊費は国内基準と同額とし、交通費は実費とする。ただし、東京・那覇間往復の航空運賃相当額を上限とする。なお、運賃の等級はエコノミークラス又はこれと同等のものとし、実費の算定は見積書、領収証等に記載された額による。

(2) 航空運賃は、業者払い（請求書払い）又は立替払い（領収証払い）とする。

(3) 航空運賃の基点となる国内出発地は、成田空港又は羽田空港とする。

(4) 航空運賃は、原則として、日本航空（JAL）の料金表を基準とするが、日本航空が運航していない路線については、個別に、基準となる航空会社を設定する。

(5) 機中泊については、宿泊費を支給しない。なお、第8項に定める上限の計算に、機中泊の日数は含めないものとする。

（物品購入）

第6条 機器備品及び物品（用品）購入における手続きは、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び学校法人立教学院固定資産及び物品調達・管理実施要領による。

2 活動奨励団体が、機器備品及び物品（用品）の購入をする場合は、事前に見積書等を学生課に提出する。

（その他）

第7条 前条までの規定に該当しない費目を支出する必要がある場合は、大学の関係規程を準用して支給額を決定する。

(基準の改廃)

第 8 条 この基準の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この基準は、2007年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、2009年10月29日から施行する。

附 則

この基準は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2019年4月1日から施行する。